

令和2年12月16日

町内小中学校保護者 様

タブレット端末の故障、破損等への対応について

大野町教育委員会

日頃は町教育行政に対して、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

タブレット端末の貸与にかかわって、前回の通知で、故障、破損等への対応について一部分かりづらい点があり、保護者の皆様からご心配の声をいただきました。そこで、改めて以下の点について、ご理解とご対応をよろしくお願ひいたします。

□タブレット端末の故障、破損等への対応について

全ての児童生徒の皆さんが、毎日安心して使うことができるよう、故意による場合を除いて、「タブレット使用のルール」に基づいた通常の使用による故障、破損等にかかる費用については、町が補償します。

※故意による場合とは…

- ・タブレットを壊れることが分かっている状態で投げつけたり、踏んだり、たたいたり、水没させたりした場合。
- ・他人に又貸しなどして紛失させた場合 等。

※紛失、盗難については、不注意による場合など、費用負担をいただく場合もあります。

<前回の内容>

故障等への対応について

○破損させた場合について←上記の「故意による場合」に相当

原則として、保護者の責任において修繕等を行っていただきます。

○バッテリーの寿命や不可抗力による故障の場合について←上記の「故意による場合を除いて、通常の使用による故障、破損等」に相当

町で補修します。

※家庭へ持ち帰った際に故障または破損が見られた場合、保護者の判断で直したりせず、学校へご連絡ください。

※万が一費用負担いただかなければならない場合に備え、「PTA24」などの保険がありますので、関心がある方は下記までお問い合わせください。その他各種保険にも日常生活における賠償特約等がありますので、一度お確かめいただくことをおすすめします。

※なお、前回の通知によって万が一に備え、「PTA24」にご加入された方について、解約をご希望の方は、途中解約が可能です。その場合は残り月数分(R3.4.6までの月数分)が返金可能ですので、お手数ですが、保険取扱代理店(株)ワイズ(058-248-0033)へご連絡をお願いいたします。

<タブレット端末貸与・

家庭の通信環境にかかわるお問い合わせ>

大野町教育委員会 学校教育課 0585-34-1111